

文化事業助成規程

(目的)

第1条 この規程は富山県建設技術協会規約第9条の規定により県の各分会及び各市町村の行なう文化事業の助成に関する基準を定める。

(助成の対象)

第2条 この規程にいう文化事業とは、県の各分会及び各市町村が単独又は合同して会員の技術水準の向上を目的として主催する次の事業をいう。

- (1) 講習会
- (2) 研修会
- (3) 見学会
- (4) 研究発表会
- (5) スポーツ大会
- (6) その他

(助成金)

第3条 助成金は所要経費の2分の1以内で、かつ次表の限度額の範囲内において支給する。

区 分	限度額
3以上の県の各分会が共催し、かつ参加者が30人以上の事業	5万円
県の分会と市町村が共催し、かつ参加者が30人以上の事業	
各市町村が共催し、かつ参加者が30人以上の事業	
2以上の県の各分会が共催する事業	3万円
県の分会と市町村が共催する事業	
各市町村が共催する事業	
県の各分会又は各市町村が単独で主催し、かつ参加者が30人以上の事業	3万円
県の各分会又は各市町村が単独で主催する事業	2万円
他種団体と共催する事業	3万円

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する事業については、若手会員(当該事業年度の4月1日時点で39歳以下の会員をいう。以下同じ。)一人あたり年間2千円を限度に所要経費を助成する。

(1) 原則として、当該事業年度の4月1日時点で29歳以下の会員が企画・立案するもの

(2) 若手会員の参加者が3人以上であること。なお、当該事業に若手会員以外の会員が参加することを妨げるものではない。

(助成申請の回数等)

第4条 助成申請の回数は原則として年1回とする。各事業へ重複して参加する県の各分会及び各市町村は、当該申請事業の参加する県の各分会及び各市町村としては認めない

ものとする。

ただし、各年度において、県分会又は各市町村会員数が平均分会会員数の2倍を越える県分会又は各市町村については、2回まで申請できるものとする。

2 前条第2項の規定による事業については、前項の規定は適用しない。

(助成申請の手続)

第5条 助成を申請する県の各分会及び各市町村は事業実施後1ヶ月以内に文化事業助成金支給申請を会長に提出するものとする。

申請書には記念写真、所要経費の内訳と領収書、当日配布の印刷物、テキスト等は必ず添付するものとする。

(附 則)

本規程は昭和52年6月25日より之を実施する。

昭和57年7月22日(一部改正)

平成7年6月8日(一部改正)

平成24年5月23日(一部改正)

令和5年5月29日(一部改正)

令和 年 月 日

富山県建設技術協会
会長 殿

幹事氏名 印

文化事業助成金の申請について

令和 年度 分会文化事業を下記のとおり実施したので、文化事業助成金規定第5条の規定により助成金を支給されるよう申請いたします。

記

- 1 事業名
- 2 内容 別紙のとおり（経費内訳、事業内容、目的を明示）
- 3 分会名及び会員数
- 4 実施年月日
場 所
- 5 所要額 円
申請額 円

※第3条2項による場合は、企画者及び参加した若手会員名を記載すること